

通商産業委員會議録第五十八号

昭和二十七年六月二十三日(月曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事高木吉之助君 理事多武良哲三君

阿左美廣治君 今泉 貞雄君

小川 平二君 神田 博君

小金 義昭君 土倉 宗明君

永井 要造君 福田 一君

南 好雄君 村上 勇君

出席政府委員

通商産業 本間 俊一君

政務次官

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

本日の會議に付した事件

臨時石炭飢害復旧法案(内閣提出第一五九号)

○中村委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。先日本委員会で審査を終りました臨時石炭飢害復旧法案につきましては、過日の理事會におきまして、地方税法の一部改正案の取扱いに關連して、一部修正の必要を生ずることのあるべき旨御了解を得ておきましたところ、一昨日本院において地方税法の一部改正案の參議院回付案に同意をいたし、成立をいたしました結果、さきに本委員会で審査終了いたしました臨時石炭飢害復旧法案に關する修正点について再検討

の要が生じたので、さきに議長に提出いたしました報告書を撤回して、同案を再議いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なければさう決しました。

それでは臨時石炭飢害復旧法案を議題といたします。小金君。

臨時石炭飢害復旧法案に対する委員會修正

臨時石炭飢害復旧法案の一部を次のように修正する。

(一) 目次中(第七十三條―第七十八條)を(第七十三條―第七十九條)に、(第七十九條―第八十八條)を(第八十條―第八十九條)に、(第八十七條―第九十六條)を(第九十條―第九十九條)に、(第九十七條―第一百三條)を(第一百條―第一百六條)に改める。

(二) 第二條第六項第十一号を次のように改める。
十一 學校並びに公用及び公共用建築物

(三) 第二十八條第一項中「同項第四号及び第五号」を「同項第五号及び第六号」に改める。

(四) 第三十一條第一項中第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
四 第七十七條第二項の規定により引渡を受けたかんがい排

水施設及び事業団が復旧工事を施行した場合において同條第一項に規定する同意を得ることができなかつたときにおけるそのかんがい排水施設の維持管理

(五) 第三十一條第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

(六) 第三十二條第二項中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

(七) 第三十七條第一項中「及び第五号」を「及び第六号」に改める。

(八) 第五十條中「第七十八條」を「第七十九條」に改める。

(九) 第五十一條第一項第六号中「第七十八條」を「第七十九條」に改める。

(十) 第五十六條中第二項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の実施計画が農地の復旧を目的とするものである場合において、当該復旧工事の施行者が当該実施計画を作成するに

は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する農地のうち、第五十一條第一項第一号に掲げる農地に該当するものであつて、その本来有していた効用を回復することが著しく困難なため復旧の目的としない農地があるときは、あらか

じめ、その所在地の市町村長の意見を聞かなければならない。

(十一) 第六十二條中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

(十二) 第七十七條第二項中「復旧工事の施行者」の下に「事業団を除く。」を加え、「その復旧工事に係る飢害の賠償義務者のうち事業団があらかじめ選定した者」を「事業団」に改め、第三項中「前二項の規定により第一項」を「第一項に規定する者に同項」に改め、第四項を削り、第五項中「第三項」を「前項」に、「前項の規定により第一項に規定する施設の維持管理を行うべき者」を「第一項の規定により同項に規定する施設の引渡を受けた者」に改め、同項を第四項とする。

(十三) 第七十八條を第七十九條とし、第七十七條の次に次の一條を加える。
(天災時における特別助成)

第七十八條 國、農地が、その復旧工事の完了後において、こ

う水等不測の天災に際し他の一般の農地に比し特別の被害を受けたときは、当該農地の所有者又は占有者たる被害者に対し、農林大臣の定める金額の範囲内において特別の助成を行うことができる。

(十四) 新第七十九條(原第七十八條)第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項

の次に次の一項を加える。
2 農林大臣は、前項の規定により復旧不適地について支払うべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、当該復旧不適地の所在地の市町村長の意見を聞かなければならない。

(十五) 原第七十九條を改め、次の三條とする。

(一) (家屋等の復旧に關する届出等) 第八十條 飢害が生じている家屋等に係る賠償義務者は、事業年度ごとに、通商産業省令の定めるところにより、当該事業年度において復旧工事をしようとする家屋等を通商産業局長に届け出なければならぬ。

2 通商産業局長は、特に必要があると認めるときは、飢害が生じている家屋等に係る賠償義務者に対し、家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關する復旧計画の提出を命ずることができ

る。

(二) (被害者の申出) 第八十一條 飢害が生じている家屋等の所有者又は占有者たる被害者は、その飢害により家屋等の効用が著しく阻害されている場合又は第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基く復旧工事の施行に伴い家屋等の復旧を目的とする復旧工事を施行することが必要となつた場合においては、通商産業省令

の定めるところにより、その家屋等の復旧を目的とする復旧工事に、その家屋等の所在地の市町村長を経由して、通商産業局長に対し、賠償義務者との協議のあつた後、申し出ることが出来る。但し、その家屋等に生じている被害の賠償に、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われているときは、この限りでない。

2 被害が生じている家屋等の占有者が前項の申出をするには、あらかじめ、その家屋等の所有者の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定により市町村長を経由する場合において、当該市町村長は、その家屋等の復旧を目的とする復旧工事を特に必要と認めるときは、その理由を記載した意見書を附さなければならぬ。

(協議命令及び協議のあつた後)

第八十二條 通商産業局長は、前條の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る家屋等の復旧工事が第八十條第一項の規定による届出があつた家屋等に係るものについては、すみやかに、当事者に対し、期限を定めて、当該復旧工事の施行に關し協議すべき旨を命ずることが出来る。

2 通商産業局長は、前條の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る家屋等の復旧工事が第八十條第一項の規定

による届出があつた家屋等に係るものでないものについても、特に必要があると認めるときは、当該賠償義務者と当該申出者のために、当該申出に係る家屋等の復旧工事の施行に關し協議のあつた後、申し出なければならぬ。

3 通商産業局長は、前項の場合において、当該賠償義務者の当該家屋等の復旧工事の施行に關し、該家屋等の復旧工事にあつたとき又は金銭をもつてする賠償の額に比し著しく多額の費用を要しない復旧工事に、より原状の回復をすることができると認めるときは、当事者に対し、期限を定めて、当該復旧工事の施行に關し協議すべき旨を命ずることが出来る。

(六) 原第八十條第一項中「被害が生じている家屋等の所有者又は占有者たる被害者は、前條第一項の規定による」を「前條第一項又は第三項の規定による命令を受けた者は、定められた期限内に」に、同條第二項及び第三項中「前條を」を「第八十一條」に改め、同條を「第八十三條とし、以下三條ずつ繰り下げる。

(七) 新第八十四條(原第八十一條) 第一項中「当該賠償義務者」を「他の当事者」に改める。

(八) 新第八十六條(原第八十三條) 第一項中「通商産業局長は、」の下に「第八十三條第一項の規定による裁定の申請を受けた場合において、」を加え、「認められる場合において、」を「認められる場合において、」に改める。

(九) 新第八十七條(原第八十四條) 第一項中「通商産業局長は、」の下に「第八十三條第一項の規定による裁定の申請を受けた場合において、」を加え、「認められる場合において、」を「認められる場合において、」に改める。

(十) 新第八十八條(原第八十五條) 中「第八十二條」を「第八十五條」に改める。

合においては、」に改め、同條第三項中「被害者が利益を受けると認めるとき」を「被害者が著しく利益を受けると認めるとき」に改める。

(十一) 新第八十九條(原第八十六條) 中「第八十三條」を「第八十六條」に改める。

(十二) 新第九十條(原第八十七條) 中「第九十一條」を「第九十四條」に改める。

(十三) 新第九十一條(原第八十八條) 中「第九十二條」を「第九十五條」に改める。

(十四) 新第九十二條(原第八十九條) 中「第九十三條」を「第九十六條」に改める。

(十五) 新第九十三條(原第九十條) 中「第九十四條」を「第九十七條」に改める。

(十六) 新第九十四條(原第九十一條) 中「第九十五條」を「第九十八條」に改める。

(十七) 新第九十五條(原第九十二條) 中「第九十六條」を「第九十九條」に改める。

(十八) 新第九十六條(原第九十三條) 中「第九十七條」を「第一百條」に改める。

(十九) 附則第八項を次のように改める。

8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第三百四十八條第一項中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及

び被害復旧事業団」に改める。
第七百四十四條中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び被害復旧事業団」に改める。

第七百四十三條第三号中「及び一般放送事業者」を「、一般放送事業者及び被害復旧事業団」に改める。

○小倉委員 私は大だいま議題とせられました臨時石炭被害復旧法案に對する修正動議を提出いたします。

すなわち、さきに本委員会において修正議決せられました修正案のうち、お手元に配付いたしました通り、附則第八項について、地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。この項目について、第二十四條第三号及び第三百四十八條第一項中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び被害復旧事業団」に改める。次の項で第七百四十四條中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び被害復旧事業団」に改める。こういう動議を提出いたしますが、その他は全部前のものと同様とするものであります。

○中村委員長 質疑の通告はありませんが、討論を省略して採決するに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認めます。まず小金君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて修正案は可決されました。

次に修正部分を除く原案に賛成の方

の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○中村委員長 起立多数。よつて本案は修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました議案に關する報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中村委員長 御異議なければさようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。次回は明日午前十時より開会いたします。

午後二時十八分散会
〔参照〕
臨時石炭被害復旧法案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕